平成２３年（フ）第４３９号
宮崎市大字田吉945番地８
債務者　屋敷　英和
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４５号
宮崎県日南市南郷町中村乙7101番地291新開団地83－１－４、前住所宮崎県日南市大字板敷973番地５
債務者　松﨑小百合（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
宮崎県日南市大字吉野方1686番地５、前住所山口県光市大字光井１番地
債務者　藤田　大慶
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
宮崎県日南市大字殿所1313番地１、前住所宮崎県日南市吾田東５丁目２番５－Ａ５号
債務者　甲斐　愛子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
鹿児島県鹿児島市吉野町2351番地３　ボヌール吉野301号
債務者　池田惠理子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町22番７号　瀬戸口アパートＢ―102号
債務者　吉村　公孝
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６２号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊66番地
債務者　喜納　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２０２号
福島県岩瀬郡鏡石町不時沼３番地
債務者　草野　里美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
福島県田村市常葉町早稲川字東片草208番地
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
長野県上田市武石小沢根288番地１
債務者　上原いづ美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１３５号
長野県千曲市大字若宮1305番地191　県営住宅黒彦団地１－４
債務者　竹内　弘之
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１３６号
長野県千曲市大字若宮1305番地191　県営住宅黒彦団地１－４
債務者　竹内紀伊子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３６３号
奈良市千代ヶ丘１丁目４番地の２
債務者　中島　民子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５１２号
奈良市西九条町３丁目８番地の14　ボナール柳102号
債務者　上野　達也
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５２２号
奈良市都祁白石町1192番地の94
債務者　三宅　八郎
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２５５号
富山県滑川市坪川127番地　オーシャンコート103、前住所富山市金泉寺449番地３　クレスタ金泉寺２Ａ
債務者　山木　健一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
富山地方裁判所民事部